

王滝村空き家改修事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、王滝村空き家情報登録制度に登録した空き家所有者と利用登録した借主又は買主との契約が成立した居住用家屋の改修等に要する経費に対し、王滝村補助金等交付規則（昭和53年王滝村規則第67号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者等)

第2条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 空き家情報登録に賃貸又は売買を目的とした空き家を登録した所有者（以下「所有者」という。）
- (2) 空き家情報登録に利用登録した借主又は買主（以下「借主」又は「買主」という。）

2 補助金の交付は、原則1戸につき1回とする。

3 借主又は買主は、空き家の所有者の2親等以内の親族ではない者とする。

(補助対象事業及び補助金額)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「対象事業」という。）及び補助金の額は、別表1のとおりとする。

2 賃貸借契約または売買契約が成立する前に所有者によって行われた対象事業について、王滝村空き家情報登録制度に登録後に行われたものについては補助金の交付対象とする。

3 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金交付の条件)

第4条 補助対象者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 空き家を賃貸するとして対象事業を行った家屋は、5年以上賃貸住宅として使用すること。ただし、借主の都合で退去し、かつ当該家屋を王滝村空き家情報登録制度へ引き続き5年以上登録する場合及び当該家屋を賃貸後に定住を希望する者に売却する場合はこの限りでない。
- (2) 空き家を売却するとして対象事業を行った家屋は、5年以上買主の居住用として使用すること。ただし、やむを得ない事情により当該家屋を取壊し、新築する場合はこの限りでない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、王滝村空き家改修事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、村長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 村長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは王滝村空き家改修事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金対象事業の変更等)

第7条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）が、当該申請の内容の変更、中止又は廃止の承認を受けようとするときは、王滝村空き家改修事業補助金変更・中止（廃止）申請書（様式第3号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項による申請書の内容を確認し、補助金の変更等を決定した場合、王滝村空き家改修事業補助金変更・中止（廃止）決定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 交付決定者は、事業が完了したときは、速やかに王滝村空き家改修事業補助金実績報告書（様式第5号）に必要な書類を添付し、村長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 村長は、前条の規定による報告書の提出があった場合において、当該報告書に係る事業の成果を適当と認めるときは、補助金の額を確定し、王滝村空き家改修事業補助金確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 交付決定者は、補助金の交付額の確定後、王滝村空き家改修事業補助金交付請求書（様式第7号）を村長に提出するものとする。

2 村長は、前項による請求があったときは、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(概算払)

第11条 第6条の規定により補助金の交付決定を受けた交付決定者は、補助事業の実施にあたり概算払が必要な場合には、王滝村空き家改修事業補助金概算払請求書（様式第8号）を村長に提出しなければならない。

2 前項の規定により請求できる上限額は、交付決定額の80パーセントとする。

(交付の取り消し又は補助金の返還)

第12条 村長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは当該交付決定者に対し、補助金の交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくはその一部を返還させることができる。

- (1) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付決定を受け、又は、補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第4条の規定に違反したとき。ただし、村長が特別の事情があると認めたときはこの限りでない。

2 空き家の所有者が当該賃貸物件を5年未満の賃貸借期間で返還を求めたとき及び空き家の買主が当該物件を5年未満の間に他人への貸与、転居、転出等の理由により居住しなくなったときは、別表2に定める額を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1（第3条関係）

補助対象事業	補助対象者	補助率	補助金限度額
(1) 台所、浴室、便所、洗面所等の改修及びこれらに附属する住宅設備品の設置等 (2) 内装、屋根、外壁等の改修等 ※電気製品及び家具等の工事を伴わない購入は対象外	空き家情報登録に利用登録した買主、又は空き家情報登録に賃貸を目的とした空き家を登録した所有者等	2／3	100万円
(1) 家財道具等の運搬及び廃棄等 (2) 屋内及び屋外の清掃等	空き家情報登録に賃貸又は売買を目的とした空き家を登録した所有者等	10／10	10万円

別表2（第12条関係）

交付日からの経過年数	返還を求める金額
1年未満	交付額の100%
1年以上2年未満	交付額の80%
2年以上3年未満	交付額の60%
3年以上4年未満	交付額の40%
4年以上5年未満	交付額の20%

